

環境経済委員会資料

第2次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画の改訂に向けて

— 中間見直しの方向性 —

令和7年8月1日

環境部環境政策課

【目次】

I 計画の改訂に向けた背景・概要について

1	計画の位置づけ.....	3
2	これまでの経緯.....	4
3	本計画の改訂にあたって.....	4
4	本計画の改訂におけるポイント.....	5
5	計画改訂のスケジュール.....	6
6	アンケート調査およびヒアリングの結果.....	7

II 温室効果ガス排出量の推計方法の見直しについて

1	背景.....	9
2	推計手法の見直しの考え方.....	9
3	推計結果.....	11
4	基準年度の見直し.....	11
5	見直し後の温室効果ガス排出量削減率.....	12

III 計画改訂の方向性について

1	緩和策の見直しの方向性.....	13
2	適応策の見直しの方向性.....	15
3	素案の作成に向けて.....	16

I 計画の改訂に向けた背景・概要について

1 計画の位置づけ

第2次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」及び「気候変動適応法（平成30年法律第50号）」に基づき、以下の施策を推進するための実行計画です。

- ・緩和策 … 温室効果ガスの排出抑制などにより、地球温暖化の防止を図るための施策
- ・適応策 … 地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対処する施策

計画の期間は令和3年度から令和12年度までの10年間となっており、令和7年度末に計画期間の前半が終わることから、令和8年度からの後半に向けて中間見直しを行います。

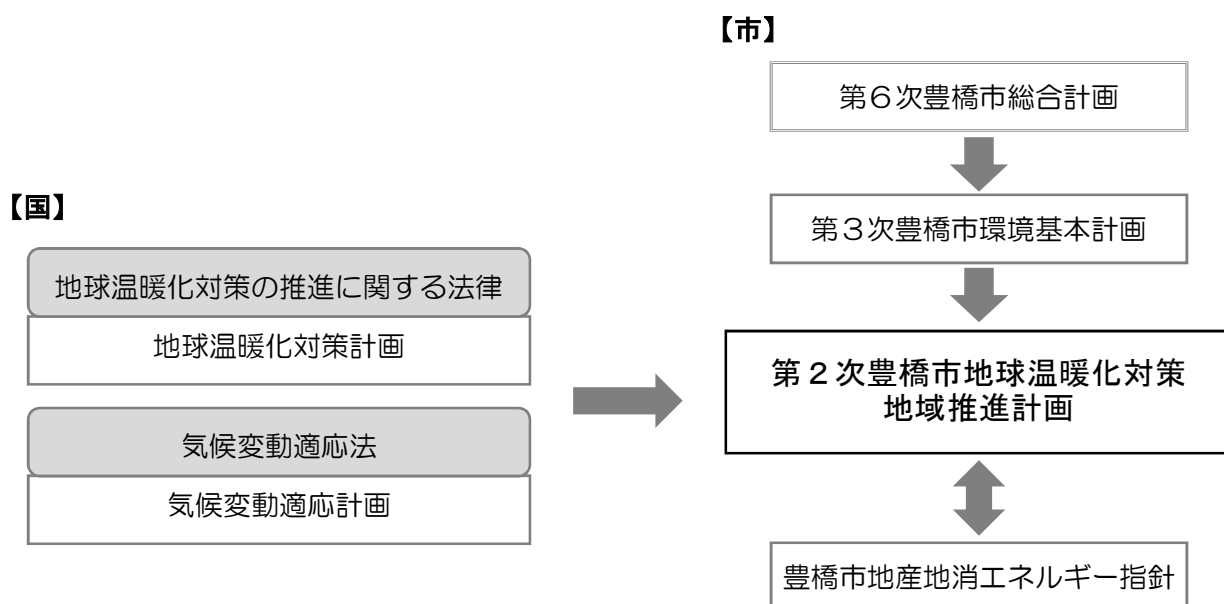


図1 本計画の位置づけ

2 これまでの経緯

本計画のこれまでの経緯は表1のとおりです。

表 1 第2次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画の策定・改訂の経緯

年月	区分	内容
令和3年3月	豊橋市	・第1次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画の計画期間終了に伴い、現計画を策定。 ・計画期間：令和3年度～令和12年度 10年間 ・温室効果ガス排出削減目標：2030年度において2015年度比26%削減
令和3年4月	国	・菅首相（当時）が「2030年温室効果ガス削減目標46%」を表明。
令和3年10月	国	・国の地球温暖化対策計画の改定が閣議決定され、それに伴い国の温室効果ガスの削減目標が「2030年度において2013年度比26%削減」から「同46%削減」に引き上げ。
令和3年11月	豊橋市	・「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする『ゼロカーボンシティとよはし』を目指し、脱炭素社会の実現に向けて全力で取り組んでいくこと」を宣言。
令和4年3月	豊橋市	・現計画を一部改訂し、温室効果ガス排出量の削減目標を「2030年度において2015年度比46%削減（2013年度比47%削減）」へ引き上げ。 ・ただし、具体的な施策については、令和3年3月の策定時のものを据え置き。
令和7年2月	国	・国の地球温暖化対策計画の改定が閣議決定され、2035年度、2040年度における温室効果ガスを、2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことが目標として追加。

3 本計画の改訂にあたって

本計画で定める「緩和策」と「適応策」の検討や実施にあたっては、本市の実態に即した内容とすることが必要です。しかしながら、現行の計画においては以下のような課題を抱えています。

まず、緩和策の検討にあたっては、温室効果ガス排出量を正確に、かつ適時に把握することが望まれます。しかし、現行の計画においては、国や愛知県の公表数値を按分する算出方法を採用している部門・分野が多いため、本市の実態と乖離している可能性があり、本市の取り組みが反映されにくい状態です。なお、自治体における温室効果ガス排出量の推計手法を示す「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」を、環境省が令和7年3月に改定しました。このことから、現行の計画の推計手法を見直す必要があります。

また適応策の検討にあたっては、近年の気候変動は市民の生活や事業者の活動へ様々な影響を及ぼしており、そのため現行の計画における適応策について、本市の実情をより反映したものにすることが求められます。

以上のような背景から、本計画の改訂にあたっては、本市の実態や現状を反映した、又は、把握できる

内容とするように見直します。

4 本計画の改訂におけるポイント

これまで述べてきた経緯や課題等を踏まえて、本計画の改訂を進めるにあたっては、表2に示す項目についての検討等が必要だと考えます。

表 2 本計画改訂の主なポイント

項目	内容
温室効果ガス排出量の把握	温室効果ガスの排出量を正確に把握することは、緩和策を検討する上で不可欠です。しかし本市が採用している推計方法は、推計結果が実態と乖離している可能性がある等の課題があります。このような状況では、市の取り組みによる削減効果を適切に評価することが難しくなるだけでなく、適切に緩和策の検討を行うことができません。そのため、推計方法を見直し、より実態に即した温室効果ガスの排出量の推計を行うことが重要です。
温室効果ガス排出量の削減目標の基準年度	現行計画では、温室効果ガス排出量の削減目標の基準年度を2015年度としていますが、国や多くの自治体の基準年度である2013年度とは一致していません。この違いにより、本市の削減目標やその進捗状況を他の地域と比較することが困難になっています。基準年度を2013年度に統一することで、国や他の自治体とも比較可能となり、本市の取り組みの評価や課題の明確化に繋がると考えます。
本市の課題等の把握	本市の課題等を踏まえた施策を行うには、現場の声を的確に把握する必要があります。そのため、アンケート調査やヒアリングの実施を通じて、様々な立場の方の意見を集め、それらを基に施策を検討してまいります。

5 計画改訂のスケジュール

以上のような観点で本計画の改訂を行うにあたり、図2のようなスケジュールで本計画の改訂を行います。

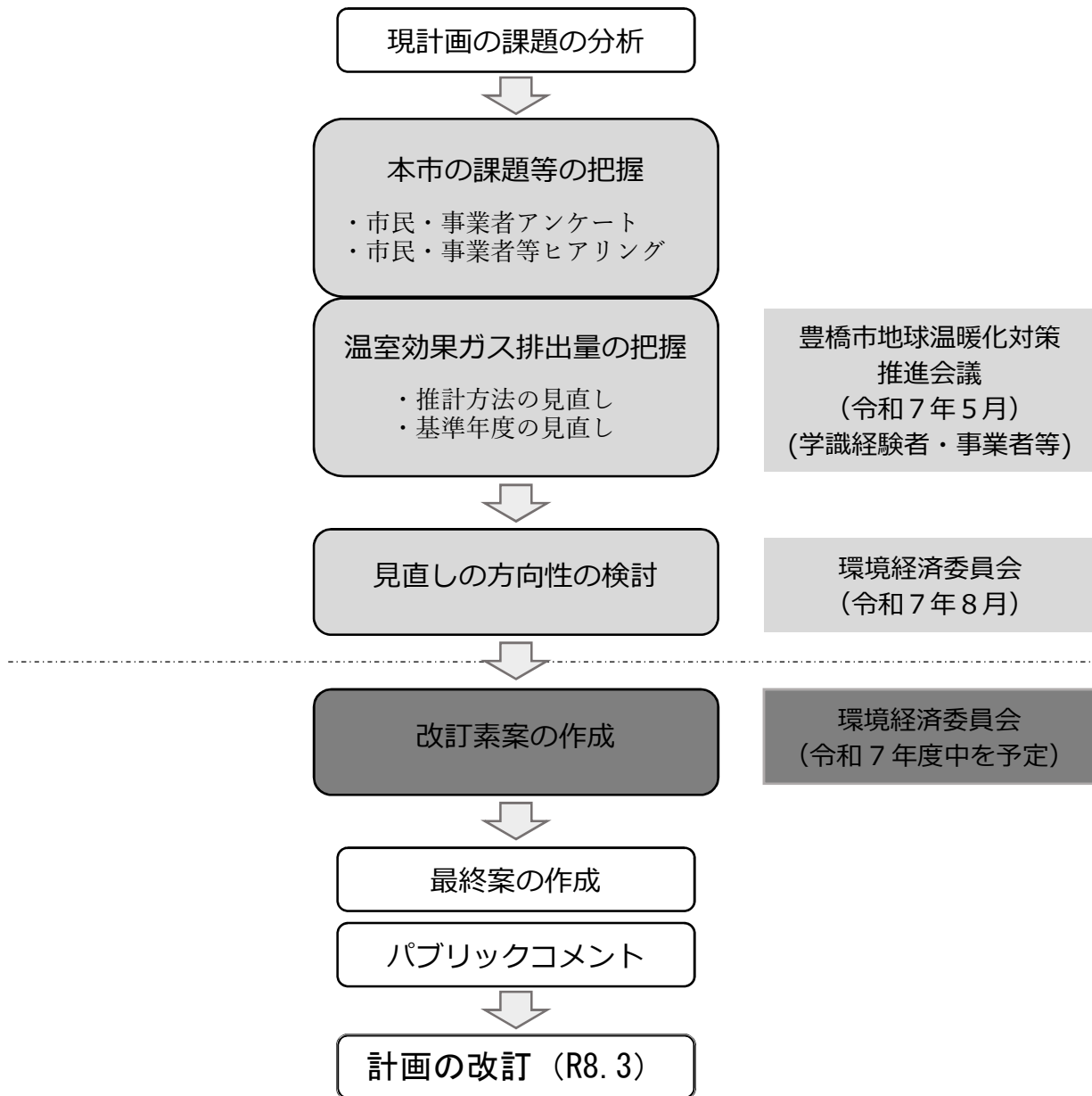


図 2 計画改訂のスケジュール

6 アンケート調査およびヒアリングの結果

本計画の改訂にあたり、市民や市内事業者の地球温暖化に対する考え方、日常生活や事業活動における取り組み状況や課題等を把握し、施策検討の参考とすることを目的として、アンケート調査とヒアリングを実施しました。

(1) 市民・事業者アンケート

表 3-1 アンケート調査期間・対象者等

区分	調査期間	対象者数	有効回収数	有効回収率
市民	令和6年12月24日～令和7年2月14日	1,500人	406人	27.1%
事業者	令和7年2月7日～3月7日	400社	130社	32.5%

表 3-2 アンケート結果

項目	主な内容
地球温暖化対策と利便性との関係	「現在の利便性や効率性を維持しつつ、地球温暖化対策を行うべきだ」との回答が約47%を占め最も多く、次いで「どちらかという地球温暖化対策を優先した方がよい」が約24%、「今より不便になっても、地球温暖化対策を積極的に行うべきだ」との回答が約23%でした。
省エネルギー設備等の導入	省エネルギー設備等の導入状況については、一般家庭や中小規模事業者で普及が限定的という回答が多い一方、導入に関心を持っていることを示す回答もありました。導入の妨げになっている原因として、初期費用や維持管理費の負担、設備の効果に関する情報不足が指摘されています。
再生可能エネルギーの導入・活用	太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入している割合は低く、設置費用や維持管理コストの高さ、環境への影響の懸念が導入の妨げになっているとの意見が見られました。関心を持つ方々はいるものの、導入に至るハードルが高い状況がわかりました。 なお、導入済みの方の約77%が自家消費であり、売電は約23%でした。
次世代自動車の普及状況と公共交通の利用促進	市民アンケートでは、現在使用している自動車として、ハイブリッド車が約35%との回答が多い一方で、電気自動車やプラグインハイブリッド車の導入率は各約1.5%に留まっています。また、市民・事業者とも、公共交通機関の利用促進に関する対策を期待する回答が多い状況です。
事業者の取り組み状況	事業者アンケートでは、「環境への配慮は社会的責任であり、必要不可欠」との回答は約43%で、大規模事業所ほど積極的な姿勢が見られました。 また、温室効果ガス排出量を「把握している」又は「把握する予定」と回答した事業所は約46%にとどまり、大規模事業所ほど積極的ですが、小規模事業所では「把握する予定はない」や「分からない」との回答が多い状況です。
市の取り組みに関する情報入手の方法	豊橋市の環境の取り組みに関する情報を、どのように知ることが多いかという質問に対して、「広報とよはし」との回答が約57%で最も多く、次いで「聞いたことがない」との回答が約17%を占めています。

(2) ヒアリング

表 4-1 ヒアリング期間・対象

実施期間	対象
令和 7 年 2 月 26 日～3 月 10 日	事業者、市民団体、学識者の計 15 団体等

表 4-2 ヒアリング結果

区分			主な内容
事業者の取り組み状況	製造業の主な取り組み		・ LED 照明導入、再エネ電力購入、太陽光パネル設置、ZEB 認証の取得、毎年 1% 省エネ目標設定
	農業関連の主な取り組み		・ 節水型・省エネ農業機械の導入、畜産廃棄物の堆肥化・農地還元
	エネルギー関連事業者の主な取り組み		・ 自社遊休地や施設屋根での太陽光発電導入、オフセットエネルギーの提供、事業者に対する省エネ提案
評価されている市の取り組み			・ 太陽光パワーコンディショナー更新に対する補助
			・ 豊橋市バイオマス利活用センターでの下水汚泥・生ごみを活用した発電
現状の課題	事業者が直面する課題	経済的課題	・ 脱炭素設備導入の初期投資コストが高い ・ 投資回収期間の長さ ・ 主業務の状況悪化による環境投資の後回し
		技術的・物理的課題	・ 太陽光パネル設置スペースの限界 ・ 電気自動車の航続距離不足
		人材・意識面の課題	・ 脱炭素化に向けた人材・知識の不足 ・ 現状把握や排出量算定の困難さ
	市民が直面する課題	情報・意識面の課題	・ 脱炭素の「自分ごと化」が進んでいない ・ 温暖化よりも防災等、他のテーマへの関心が高い
		生活面の課題	・ EV 充電設備の不足
温暖化による地域への影響	自然災害		・ 集中豪雨の増加
	農業		・ 気温上昇による農作物への影響 ・ カメムシ等の害虫越冬による農作物被害
	熱中症		・ 夏場の屋外作業による熱中症リスク
今後取り組んでほしい施策等	経済的支援策		・ 脱炭素設備の導入支援 ・ 中小企業向け省エネ診断の支援
	情報提供・普及啓発		・ 脱炭素の必要性に関する啓発 ・ 他企業の成功事例の共有
	インフラ整備・社会システム		・ 公共交通機関の利便性向上 ・ コンパクトシティの推進 ・ 再エネポテンシャルの活用（風力発電導入等）

Ⅱ 温室効果ガス排出量の推計方法の見直しについて

1 背景

温室効果ガス排出量は、一般的に環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（以下、「国マニュアル」とする。）に準拠し推計されるものですが、国マニュアルにおいて「推計手法は、地方公共団体の規模や自然的社会的条件等を勘案して選択することができます。」とされています。

現在の第2次豊橋市地球温暖化対策地域推進計画の推計手法は、旧国マニュアル¹に準拠しているものが多く、令和7年3月に改訂された現在の国マニュアル²と乖離している箇所や、既存の統計では把握しづらいものを参照しており算定が容易でない箇所もあります。

結果として

- ① 推計結果が実態と乖離している可能性がある
- ② 市の取り組みによる効果を適切に反映しにくい
- ③ 現在把握できない統計データを参照している

という3つの問題が発生しています。

2 推計手法の見直しの考え方

そこで、国マニュアルに記載されている推計手法を精査し、前述の問題を解消可能な手法を選定して、部門・分野ごとに国マニュアルに基づき再算定を行い、現在の推計結果と比較した上で、推計方法の見直しを図りました。見直しに係る基本方針は次のとおりです。

- ・ 原則として国マニュアルの推計手法で統一します。
- ・ 国マニュアルにおいては、部門・分野によっては複数の推計手法が提示されている場合がありますが、その場合は「実態との乖離がより少ないこと」「統計データを入手しやすいこと」等を総合的に勘案し、適当だと思われる手法を選択します。

¹ 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル 算定手法編 Ver. 1.0（2017(平成29)年3月）」。

² 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編） Ver. 2.2（令和7年6月）」。以下、「国マニュアル」とあるのはすべてこのマニュアルを指す。

主な見直しのポイントは次のとおりです。

(1) 温室効果ガス排出量の実績値を活用

令和6年から、環境省が温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づき、特定事業所³の排出量をホームページ⁴上で公表するようになりました。後述するように、市域から排出される温室効果ガスのうち約4割が特定事業所から排出されています。そこで、この公表数値を用いて、より市域の実態に近い排出量を算出する方法を採用します。

ア 「事業所排出量積上法」の採用

本市には、52の特定事業所があり、そのうち産業部門の製造業に分類される事業所が40事業所、業務部門に分類される事業所が12事業所あります。

そのため、産業部門（製造業）及び業務部門の排出量を推計する際には、実態に近い推計値を算出するために、国マニュアルで示されている複数の方法のうち「事業所排出量積上法」を採用します。この方法は、特定事業所の排出量については国が公表する数値をそのまま用いて、特定事業所以外の事業所については事業所数で按分して推計し、部門別に排出量を算出する手法です。特に、産業部門（製造業）については、排出量のうち約8割を特定事業所が占めているため、より実態に近い推計値となります。

イ 特定事業所が公表する数値を採用する部門・分野

「非エネルギー起源 CO₂ の工業プロセス分野」と「代替フロン等4ガス⁵」については、国マニュアルで示されているとおり、特定事業所の公表値を採用することとします。このことで、より実態に近い値となります。

(2) 事業者の排出量削減の取り組みを反映した推計手法を採用

ア 「全国事業者別按分法」の採用

前述の特定事業所と同じように、輸送能力が一定以上の特定輸送事業者の温室効果ガス排出量が、ホームページ上で公表されています。そこで、運輸部門のうち鉄道に関しては、特定輸送事業者の温室効果ガス排出量を路線延長で按分する「全国事業者別按分法」を採用します。このことで、運輸事業の性質上、豊橋市内での排出量はわかりませんが、この公表値を活用することで、各事業者の温室効果ガス排出量の削減の取り組みを反映させることができます。

³ 原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業所、又は、非エネルギー起源の温室効果ガス排出量が3,000t-CO₂/年以上の事業所

⁴ 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 フロン類算定漏えい量報告・公表制度ウェブサイト 出典：環境省
(<https://eegs.env.go.jp/ghg-santeikohyo-result/>)

⁵ ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の4種類のガスの総称

3 推計結果

推計手法を見直して温室効果ガス排出量を再算定し、現行の推計結果と比較した結果は表 5 のとおりです。

事業所排出量積上法を採用したことによって「産業部門（のうち製造業）」の排出量が減ったほか、「非エネルギー起源（の二酸化炭素のうち工業プロセス部門）」や「その他の温室効果ガス（のうち代替フロン等 4 ガス）」で特定事業所の排出量の実数を踏まえて見直したことなどにより、従来の算定と比べて 1,200 千 t-CO₂ 以上もの差異が生まれました。

新推計における基準年度（2015 年度）からの排出量の増減率は 9.4% 減となります。

表 5 現行推計結果と新推計結果の比較

区 分			2021 年度 現行計画	2021 年度 新計画	現行計画と 新計画の差異
二酸化炭素	エネルギー起源	産業部門	1,381	1,225	▲156
		家庭部門	398	404	6
		業務部門	501	418	▲ 83
		運輸部門	830	629	▲201
		エネルギー転換部門	71	72	1
		小 計	3,181	2,748	▲433
	非エネルギー起源		619	99	▲520
	二酸化炭素 計		3,800	2,847	▲953
その他の温室効果ガス			365	91	▲274
温室効果ガス排出量合計			4,165	2,938	▲1,227
増減率（2015 年度比）			▲ 2.9%	▲ 9.4%	－

※単位：千 t-CO₂

※推計値は暫定です

4 基準年度の見直し

温室効果ガス排出量の推計手法を見直すことに併せて、基準年度を現行計画の「2015 年度」から国と同じ「2013 年度」に変更します。このことにより、国と本市の進捗状況の比較が容易になります。

なお、現行計画の中において「2013 年度比では【中期目標】（2030 年度）で 47.0%削減」との記載があることから、削減目標は 47%とします。

現行計画 ： 2030 年度までに 2015 年度比 46%削減（※2013 年度比 47.0%削減）

改訂後 ： 2030 年度までに 2013 年度比 47%削減

5 見直し後の温室効果ガス排出量削減率

温室効果ガス排出量の推計手法と基準年度の見直しを反映させた温室効果ガス排出量の推移や削減率は、次の表 6 及び図 3 とおりです。部門別にみると、排出量が多い産業部門の削減が比較的進んでいないことが分かります。

なお、国等の 2021 年度における温室効果ガス排出量の削減実績（2013 年度比）について、国は 20.3%の削減、愛知県は 15.2%の削減です。

表 6 見直し後の温室効果ガスの削減率

区 分		2013 年度	～	2021 年度	増減率
二酸化炭素	エネルギー起源				
	産業部門	1,347		1,225	▲9.1%
	家庭部門	514		404	▲21.4
	業務部門	574		418	▲27.2
	運輸部門	754		629	▲16.6
	エネルギー転換部門	68		72	5.9
	小 計	3,257		2,748	▲15.6
	非エネルギー起源	71		99	39.4
二酸化炭素 計		3,328		2,847	▲14.5
その他の温室効果ガス		104		91	▲12.5
温室効果ガス排出量合計		3,432		2,938	▲14.4

※単位：千 t-CO₂ ※推計値は暫定です

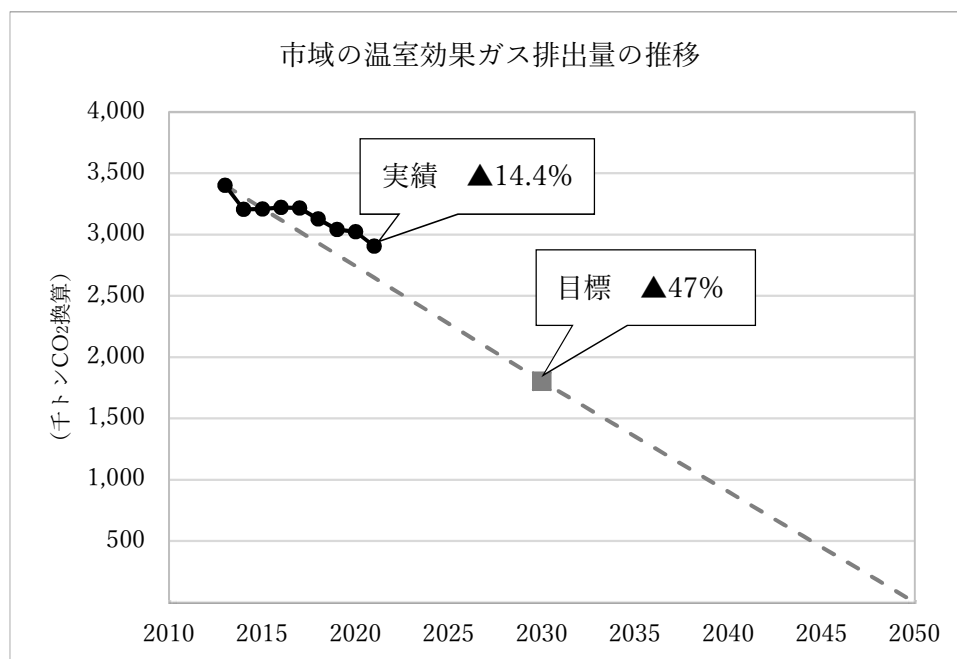


図 3 市域の温室効果ガス排出量の推移

※推計値は暫定です

Ⅲ 計画改訂の方向性について

1 緩和策の見直しの方向性

市域の温室効果ガスの排出量については、着実に減少しているものの、推計できる直近の年度である2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が低下していた時期です。その後について、経済活動が活発になる等、社会情勢の変化の影響を受けることで、温室効果ガス排出量の増加が予想されます。そこで本計画の改訂にあたっては、2030年度47%削減の達成に向けた、さらなる取り組みのために、緩和策の見直しが必要になります。

また、温室効果ガス排出量を推計するために必要な統計データが公表される時期が数年後になるため、本市における排出量を適時に把握することができません。そこで、本市の温室効果ガス排出量の削減の状況を適時に評価することができるKPI（重要業績指標）を設定することで、温暖化対策の進捗状況を的確に把握・管理し、施策の見直しができるようにすることを検討します。

なお、今回の改訂における緩和策の見直しについては、「特定事業所対策」や「新築住宅・建築物における脱炭素化」「再生可能エネルギーの活用」がポイントと考えており、その理由は以下のとおりです。

（１）特定事業所対策

市内には産業部門（製造業）で40事業所、業務部門で12事業所が特定事業所に該当し、特定事業所の排出量は、市域全体の約4割を占めます。特に、産業部門（製造業）においては、特定事業所の温室効果ガス排出量が部門全体の約8割を占めています⁶。

2013年度と2021年度における、特定事業所に関する温室効果ガス排出量の比較は表7のとおりです。産業部門（製造業）については0.3%減、業務部門については34.8%減となっており、特に産業部門（製造業）の削減が進んでいないことがわかります。

表 7 特定事業所とそれ以外の温室効果ガス排出量

部門（分野）	区分	2013年度	～	2021年度	増減率
産業部門 （製造業）	特定事業所	939		936	▲0.3%
	〃 以外	333		203	▲39.0
	合計	1,272		1,139	▲10.5
業務部門	特定事業所	69		45	▲34.8
	〃 以外	505		373	▲26.1
	合計	574		418	▲27.2

※単位：千 t-CO₂ ※推計値は暫定です

ヒアリングでは、国や県に対する補助事業の拡充や要件の緩和など、補助事業が活用しやすい制度となるような要望や、市内企業での導入の成功事例の紹介を期待する声もありました。今後、市としても特定

⁶ エネルギー起源 CO₂ のみの比較による。

事業所のニーズを把握し、支援に取り組む必要があります。

また令和7年から、「市町村別発電・需要実績」が公表されるようになりました。これによると、主に工場等の多量の電力を使用する施設などで使用される高圧／特別高圧電力需要量について、2023年度の豊橋市の実績は2,109,937千kWhであり⁷、再生可能エネルギー⁸等の普及によってこれを削減することも指標になりえると考えます。そして、温室効果ガス排出量の推計のために必要な他の統計データと異なり、「市町村別発電・需要実績」は公表が早い⁹ため、この数値を指標とすることで、本市の現状を適時に把握することができるようになるとも考えます。

（２）新築住宅・建築物における脱炭素化

家庭部門における2013年度と2021年度の温室効果ガス排出量を比較すると、21.4%減、業務部門は27.2%減と顕著に減っています⁹。（表6参照）家庭部門については、世帯数が増加しているにも関わらず温室効果ガス排出量が減少しています。また、業務部門についても、従業員数が増加傾向であるにも関わらず温室効果ガス排出量が減少しています。このことから商店、オフィスビル、住宅等の省エネ化や再生可能エネルギーの導入が進んでいると考えられます。

今後の取り組みとして、新築物件におけるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）¹⁰の普及をさらに推し進めることが考えられます。

なお、主に住宅や小規模な商店など小規模な電力を使用する住宅・施設などで使用される低圧電力需要量について、2023年度の豊橋市の実績は888,601千kWhであり⁷、再生可能エネルギー等の普及によってこれを削減することも指標になりえると考えます。

（３）再生可能エネルギーの活用

上記のとおり、豊橋市の電力需要量は高圧／特別高圧2,109,937千kWh、低圧888,601千kWhです。一方、再生可能エネルギーの発電量は太陽光361,499千kWh、バイオマス173,311千kWh、水力24千kWh、風力4千kWhです（自家消費されているものを除く）。

今後、豊橋市の再生可能エネルギーのポテンシャルと、将来的なエネルギー動向を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減のためには、再生可能エネルギーのさらなる活用が必要だと考えます。

⁷ 資源エネルギー庁「市町村別発電・需要実績（2023年度）」

⁸ 自然界に常に存在し、利用しても枯渇することがなく、繰り返し永続的に利用できるエネルギー源のこと。

⁹ エネルギー起源CO₂のみの比較による。

¹⁰ ZEBは「net Zero Energy Building」、ZEHは「net Zero Energy House」のこと。太陽光発電の導入により電力を創り、併せて省エネ化・省電力化を徹底することで、外部からの電力等の供給をゼロ以下にする住宅や建築物のこと。

2 適応策の見直しの方向性

近年、気候変動の影響が日常生活のさまざまな場面に現れており、本市においても「熱中症」や「水害の発生」「農作物への影響」等が、市民の暮らしに影響を与えています。そこで、現行の適応策を振り返るとともに、これらの身近な課題を取り上げることで、市民や事業者が自分ごと化しやすい内容とすべく、本計画を見直します。

（１）健康

本市周辺地域における真夏日や熱帯夜の長期変化について、伊良湖特別地域気象観測所（田原市）で観測された真夏日と熱帯夜の年間日数の経年変化には増加傾向がみられます¹¹。

また、本市における令和６年度の熱中症の救急搬送件数¹²は 385 件と令和３年度の 131 件と比較して約 2.9 倍に増加しています。

加えて、令和７年６月より労働安全衛生規則が改正され、職場で適切な熱中症対策を取ることが事業者にも義務付けられるようになりました。

今後の気温の上昇により熱中症の発生件数の増加や死亡リスクの高まりが懸念されるため、市民が熱中症の正しい知識を持って対策を行うことができるよう、知識や対策の普及・啓発を進める必要があります。

（２）水害対策

本市周辺地域における降水量の長期変化として、伊良湖特別地域気象観測所（田原市）で観測された年降水量の経年変化には変化傾向はみられませんが、年間無降水日数の経年変化には増加傾向がみられます。また、愛知県（アメダス）で観測された１時間降水量 30mm 以上の年間発生回数には統計的に有意な変化傾向は確認できませんが、最近 10 年間（2012～2021 年）の平均年間発生回数（約 1.6 回）は、統計期間の最初の 10 年間（1979～1988 年）の平均年間発生回数（約 1.27 回）と比べて約 1.3 倍に増加しています。¹³

また、市民アンケートでは地球温暖化の影響によって「豪雨や雨の降らない日（渇水）が増えた」と感じると 64.1%の回答がありました。これらのことから、統計上大きな変化がなくとも、市民が市内の降水の傾向の変化について感じていることがわかります。

そのため、今後の大雨の備えとして、関係各課が作成している既存のハザードマップや防災ガイドブックが気候変動の適応に対しても役立つことを情報発信し、発災時に活用することで、被害の軽減に努める必要があります。

（３）農業

本市周辺地域における平均気温の長期変化として、伊良湖特別地域気象観測所（田原市）で観測された年平均気温の経年変化では上昇傾向がみられ、100 年当たりに換算した場合、1.90℃上昇しています。こ

¹¹ 愛知県「愛知県気候変動適応計画 ～ あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）別冊 ～」, p. 4

¹² 豊橋市消防本部 ５月～９月の熱中症（疑い含む）救急搬送件数

¹³ 愛知県「前掲書」, p. 3～4

の変化には、地球温暖化に加えて、都市化やその他の自然変動の影響も含まれていると考えられます。¹⁴

また、市内の農業関係の事業者に対して実施したヒアリング調査では、気温上昇による農作物への影響やカメムシ等の害虫が越冬したことによる農作物への被害が生じている、という意見がありました。

気温上昇に伴い発生する農作物の生育不良や害虫被害に関する対応をする必要があると考えます。

3 素案の作成に向けて

今後は、本市における気候変動に関する問題に対応するために、得られたデータや意見を踏まえて、素案の作成を行います。

計画の改訂にあたっては、市域全体の温室効果ガス排出量削減に向け、緩和策を再検討することが必要です。特に、製造業の特定事業所への支援や、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入を推進する具体的な施策については、限られた財源をより効果的に活用できるように、検討を進めます。

さらに市民や事業者との連携を深め、気候変動から生じる問題への対策を進めます。このことにより、健康や水害対策、農業など、地域社会が抱える様々な課題に対応し、暮らしやすいまちづくりを目指します。

これらの取り組みを基に、未来の世代に持続可能な環境を継承するためにも、地球温暖化対策を着実に効果的に実行できるように、計画の見直しを進めていきます。

¹⁴ 愛知県「前掲書」, p. 2